

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1301・1302
構造改革特区において実施可能な特例措置	国立・国定公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充 国立・国定公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充
特例措置を講じるに当たっての条件	一時的な工作物の設置など通常の管理行為及び軽易な行為で、その周辺の風致の維持に支障を及ぼす恐れが少ないと認められる行為であること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	優れた自然を活用した催しの実施推進事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	自然公園法施行規則第12条及び第15条		
特例を講ずべき法令等の現行規定	国立公園及び国定公園内の特別地域内において、各種行為を行う場合は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならないが、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて環境省令で定めるものについては許可を要しないこととしている。また、普通地域においても同様に届出を要さないこととしている。		
特例措置の内容	国立公園又は国定公園（特別保護地区を除く）内の自然環境を活用した催しであつて、地方公共団体が地域の活性化に資すると認めるものために一時的に行われる、道路又は駐車場その他の原状回復が可能な場所における工作物の設置など風致の維持に支障が少ないと認められる行為について、自然公園法第17条第3項及び第20条第1項の規定を適用しないこととする。	「その他の原状回復が可能な場所」とは、具体的に何か。 「工作物の設置など」の「など」とは、具体的に何か。	運動場、芝生園地、植生のない砂浜などである。 広告物の設置、小規模な土地の形状変更、紙を貼ることなどによる工作物の色彩の変更などである。
実施主体	工作物設置その他の行為の主体	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	国立公園又は国定公園（特別保護地区を除く）内において、自然環境の保全に配慮しつつ、優れた自然環境を活用した催しを実施することが可能な地域	これは要件ではなく、例示と解してよいが。	要件ではなく、特定事業の実施が想定される地域である。
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	次に掲げることが構造改革特別区域計画に定められていること。 ・催しの実施に当たっては風致の維持に十分配慮すること。 ・催しの実施のために行われた行為については、地方公共団体が原状回復を行い、又は行為者に原状回復を指導すること。	風致の維持に十分に配慮するのは、工作物の設置主体などをいうのか。その場合、「十分に配慮するよう地方公共団体が行為者に指導すること」を加えて記載すべきではないか。	個別の行為のみならず、催し全体においても風致の維持に配慮する必要があることから、催しの実施主体をいう。この場合、地方公共団体以外も実施主体となりうることから、「催しの実施者に十分に配慮するよう指導すること」を追加する。

【検討要請への回答】

<p>特例措置に伴い必要となる手続き</p>	<p>国立公園又は国定公園（特別保護地区を除く）内の特区において当該催しが実施される場合は、地方公共団体は、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に、あらかじめ催しの名称、場所、実施期間を通報しなくてはならないこととする。</p>	<p>通報と届出はどちらがうのか。</p>	<p>普通地域の届出は、行為主体、行為地、行為の規模など詳細な内容が必要であり、かつ、届出後30日は行為に着手することは出来ないが、通報は運用を円滑に行うために催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を通報させることのみを求めるものである。なお、特例を認める行為については、当初工作物の設置のみを想定していたが、検討の結果その他の行為も含むこととしたので、通報事項に行為の概要を追加したい。</p>
------------------------	--	-----------------------	--

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1303
構造改革特区において実施可能な特例措置	複数人による有害鳥獣駆除に従事する場合において、補助者に狩猟免許を所持しない者が従事することの容認
特例措置を講じるに当たっての条件	捕獲者や周辺住民等の安全を確保するため、鳥獣の生息地の地理状況に詳しく、狩猟の経験と知識を有する狩猟免許所持者が同行すること。

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	狩猟免許を有しない者を従事者に含む有害鳥獣捕獲事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	「第9次鳥獣保護事業計画の基準」(平成13年環境省告示)、(平成15年4月16日以降は、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」(平成14年環境省告示予定))		
特例を講ずべき法令等の現行規定	現行の「第9次鳥獣保護事業計画の基準」に基づき、法人に対し有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする事として、従事者を限定的に取り扱っている。		
特例措置の内容	有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、平成15年4月16日の新法施行に伴い適用される「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網・わな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網・わな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。」と定めることとしているが、この「捕獲技術、安全性等が確保されている場合」として、現在、すでに行われている移入鳥獣の捕獲の場合に加えて、構造改革特別区域内における捕獲の場合についても適用する。なお、新告示が適用されるまでの間(平成15年4月15日以前)も旧告示において、同様な対応が可能となるように通知することとする。		
実施主体	有害鳥獣捕獲の実施者(国、地方公共団体、環境大臣が定める法人(農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合等))	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			
同意の要件(特例措置に伴う弊害を防止するための措置)			

【検討要請への回答】

特例措置に伴い必要となる手続き	有害鳥獣捕獲のための捕獲許可申請、及び従事者証の申請	こうした手続きは特例措置に伴って必要となる手続きか。	特例措置の有無にかかわらず現行法又は新法で必須となる手続きである。
-----------------	----------------------------	----------------------------	-----------------------------------

1. プログラム別表1の該当部分

番号	1304
構造改革特区において実施可能な特例措置	再生利用認定制度の対象品目の拡大
特例措置を講じるに当たっての条件	再生利用認定の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる以下の廃棄物の範囲内に含まれないものであって、かつその再生利用の内容が生活環境の保全上支障ないこと。 ばいじん又は焼却灰であって廃棄物の焼却に伴って生じたものその他生活環境の保全上支障があるもの 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるもの 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの

2. 基本方針中「政府が講ずべき措置についての計画」に記載する内容

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	構造改革特別区域における廃棄物の再生利用認定事業	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	省令・告示		
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年12月厚生省告示第258号（環境大臣が定める一般廃棄物） 平成9年12月厚生省告示第259号（環境大臣が定める産業廃棄物）		

<p>特例を講ずべき法令等の現行規定</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに掲げるもの 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの <p>環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年12月厚生省告示第258号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。） 二 廃プラスチック類 三 廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。） <p>環境大臣が定める産業廃棄物（平成9年12月厚生省告示第259号）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。） 二 汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、抗基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事又は地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のものに限る。） 三 廃プラスチック類 		
<p>特例措置の内容</p>	<p>法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、構造改革特区内において特例を認めることで再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。なお、具体的な品目については、地方公共団体からの具体的な要望を踏まえできるだけ早期に定めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ばいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物の焼却に伴って生じたものその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに掲げるもの 三 通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの 	<p>具体的な品目について、地方公共団体からの要望を踏まえ、早急に定めた上で回答されたい。</p> <p>特区計画に認定同意にあたって何を判断し、個々の再生利用認定にあたって何を判断するのか、その関係を明らかにされたい。</p> <p>一～三については、再生利用認定制度のそもそもの条件であるのか。そうであれば、明示する必要はないのではないかと。</p>	<p>具体的な品目の列挙については、地方公共団体からの具体的な要望を受けて早期に定める方向で今後検討することとしたい。</p> <p>特区計画の同意については、現行の廃棄物処理法に基づく再生利用認定に係る認定の基準にも適合しているもの等について同意の要件に示すものである。一から三の事項に関する廃棄物については生活環境保全上支障のあるものとして現行の廃棄物処理法に基づく再生利用認定の対象から除外しているところであり、今回の特区制度においても生活環境への配慮が必要なことから、再生利用認定の対象から外すものであることを明示しているものである。</p>

実施主体	構造改革特区域内において集中的に廃棄物を再生しようとする再生利用認定申請者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	構造改革特別区域計画を定める地方公共団体において、廃棄物処理について廃棄物処理法を上回る独自の規制措置（典型的には、廃棄物処理施設の設置に当たって地域住民等の同意の取得を義務付ける行政指導等又は自区域外で発生した廃棄物が区域内に流入する際に届出・協議等の履行を義務付ける行政指導等）を行っていない場合であって、構造改革特区内において当該廃棄物を再生することにより、再生利用が促進されると認められる地域	自治体による上乗せ規制を排除することについては、プログラムに記載されていないものであり、かつ自治体の自主性を損なう要件であると考えられることから、削除されたい。 (なお、認定の要件については「特例措置の内容」に記載されたい。)	当省としては、地方公共団体が自主的にリサイクルを推進する取組を進めるに当たり、特区により規制緩和を行ったとしても、地方公共団体自らが行政指導を行っている流入規制や住民同意が維持されれば、施設等の設置について実質的な障害となり、特例的な規制緩和の効果が期待できなくなることから、当該要件は必要と考える。
同意の要件（特例措置に伴う弊害を防止するための措置）	<p>(構造改革特別区域に係る基準)</p> <p>構造改革特別区域内において、次に掲げる行政指導等法令を上回る規制を行っていないこと。</p> <p>一 名称・形式の如何にかかわらず、廃棄物処理法令に基づき、行政庁の許可等を求める申請を行う者に対して、当該許可等を行うに当たって法令で定める以上の基準を独自に設けていないこと。</p> <p>二 自区域外で発生した廃棄物を区域内に搬入しようとする者に対し、法令の根拠なく事前に届出又は協議等を行う行政指導等を行っていないこと。</p> <p>なお、これ以外については一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の3ないし第6条の6、産業廃棄物については、同規則第12条の12の4ないし第12条の12の6による。</p>	自治体による上乗せ規制を排除することについては、プログラムに記載されていないものであり、かつ自治体の自主性を損なう要件であると考えられることから、削除されたい。 なお書きを明示することの理由は何か。もし当然のことを意味するのであれば、削除されたい。	当省としては、地方公共団体が自主的にリサイクルを推進する取組を進めるに当たり、特区により規制緩和を行ったとしても、地方公共団体自らが行政指導を行っている流入規制や住民同意が維持されれば、施設等の設置について実質的な障害となり、特例的な規制緩和の効果が期待できなくなることから、当該要件は必要と考える。同意の要件について廃棄物処理法の再生利用認定制度の認定基準と同じにすることで構造改革特区計画の認定と廃棄物処理法に基づく再生利用認定を同時に行うことで手続きの簡素化が図られるよう、既存の廃棄物処理法に基づく再生利用認定の基準を同意の要件とすることが適当であることから、なお書きを明示したものである。(同意の要件については、地方自治体において誤解が生じないよう基本方針に全て明示する必要があると考えている。)
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし。		